

社会保険料の 日割り計算ガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

社会保険料の基本原則

- 社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）は月単位で計算されます。日割り計算は行われません。
- 資格喪失日は、原則として「退職日の翌日」です。
- 保険料は、資格喪失日の属する月の「前月分」まで納付が必要です。



退職日による社会保険料の変動

月の途中で退職した場合

資格喪失日は退職した月になります。そのため、退職月の社会保険料は発生せず、その前月分までの納付となります。

月の末日で退職した場合

資格喪失日は翌月の1日となります。そのため、退職した月分の社会保険料も発生し、納付対象となります。

退職日	資格喪失日	退職月の保険料	納付最終月
月の途中（例 4月20日）	退職日の翌日（例 4月21日）	不要	退職月の前月（例 3月）
月末（例 4月30日）	翌月1日（例 5月1日）	必要	退職月（例 4月）

注意点

- 1 月末退職で、退職月に支払われる給与が最後となり翌月に支払われる給与がない場合（例 月末締め当月払い）、退職月の給与から前月分と当月分の2ヶ月分の社会保険料が控除されることがあります。
- 2 同月得喪：同じ月内に社会保険の資格を取得し、同じ月内にその資格を喪失した場合（例 4月10日入社、4月25日退職）、その月（4月）の1ヶ月分の保険料が発生します。これは、月の途中の退職であっても例外的に適用されます。

退職時の主な社会保険手続き

■ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出

事業主は、従業員の資格喪失の事実が発生した日（退職日の翌日）から5日以内に、管轄の年金事務所または事務センターへ提出する必要があります。

■ 健康保険証の取り扱い（全国健康保険協会管掌健康保険＝協会けんぽの場合）

1 令和7年（2025年）12月1日までに退職する場合

事業主は従業員および被扶養者の健康保険証を回収し、原則として資格喪失届に添付して返却します。回収できない場合は「健康保険被保険者証回収不能届」の提出が必要です。

2 令和7年（2025年）12月2日以降に退職する場合

健康保険証の回収・返却は不要となり、被保険者本人が破棄することになります。

